

返戻金制度

技術者紹介契約書、第 6 条 返済義務より、

入社後一定の期限内に技術者の自己都合（死亡を含む。）により退職した場合、または技術者の責による事由により解雇された場合、または技術者の能力不十分と客観的に判断されて退社した場合、次の基準により本件報酬を返済するものとする。但し、雇用契約の内容と採用決定者に対して示された労働条件とが著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・採用決定後入社前；受領報酬の 100%
- ・入社後 3 ヶ月未満；本件報酬の 90%
- ・入社後 6 ヶ月未満；本件報酬の 50%

また補償について、

①技術者が、採用決定後ビザ申請後入社日までに入社を辞退した場合、乙は甲へ受領報酬の 100%を返還し、又ビザ申請に掛かった費用を補償する。

②技術者が甲へ入社後 6 ヶ月以上が経過して退社した場合、いかなる理由においても報酬の返還は行わない。また、入社後 6 ヶ月未満の退社の場合であっても、それが雇用契約の内容と採用決定者に対して示された労働条件とが著しく異なることに起因する場合にも報酬の返還は行わない。

その他、不可抗力等による免責について、

天変地変その他不可抗力若しくは甲の労働者による争議行為等乙の責に帰すことができない事由で技術者の技術ビザが交付されなかった場合、乙は何ら責任を負わない。

と定める。